

天の川沿岸



土地改良だより

第31号

平成15年6月20日

坂田郡近江町飯12-3

水土里ネット天の川

天の川沿岸土地改良区

☎0749-52-0067 (代)

FAX0749-52-3871



●産卵した様子



●水田で成長した稚魚



田んぼと魚のきずなを取り戻す! ~魚のゆりかご水田推進事業~

琵琶湖と水田の生き物が往来する豊かな自然環境の回復のため、農家と土地改良区・滋賀県・漁業協同組合が連携して水田にニゴロブナを放流し、産卵、ふ化、育成をモデル的に実施し、環境意識の向上やニゴロブナの増殖を図ります。

当改良区管内の琵琶湖湖岸地域において、近江町米原町あわせて31の農家にご協力をいただき、植付け時期により3回に分けてニゴロブナの親魚を水田に放流しました。

親魚は放流したその夜に産卵し、4日～5日後に稚魚がふ化します。そして中干しまでの35日～40日間、田んぼの中で順調に成長し、落水するときに一緒に排水路へ放流します。

就任のご挨拶



理事長 徳田満夫

日々に暑さ厳しくなつてまいりました。組合員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

去る3月の臨時理事会において、不肖私が理事長に推挙いただき、浅学非才を省みず重責をお引き受けすることになりました。役員、職員各位のご協力を得て組合員皆様の負託に応えるべく頑張る覚悟です。皆様のご協力・ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

さて、農業情勢は依然と厳しく、国、県、町の財政悪化など改良区としましても、大変くるしい時期を迎えているわけであります。このような時にこそ積極的に地域と連携して、改良区の役割を果たしていくことが必要だと考えます。全国には約7千の土地改良区があり、地域と共に歩む土地改良区を目指して、「21世紀土地改良区創造運動」が展開されています。

今年も県営事業として、14年度の繰越事業費と合わせ3億2千万円余の予算で事業を推進していました。だくことになつております。また、地域用水機能増進事業としては、ソフト、ハード事業合わせて1千6百5万円で事業を執行して参りたいと思つています。

新しい事業としては、県田園整備課の事業を受託して「魚のゆりかご水田推進事業」を農家の方々にご協力いただき進めてまいります。

この事業は琵琶湖と水田の生き物の往来する豊かな自然環境の回復とこれを活かすため、水田でニゴロブナの産卵、ふ化、育成をモデル的に実施するものです。土地改良区と、漁業協同組合との連携により田植え後の水田にニゴロブナの親魚を放流し、ふ化した稚魚を中干しまで育成するもので、ニゴロブナの増殖と環境意識の向上を目的としています。稚魚の放流時には、小学生を交えた「魚の引つゝト天の川」を目標してまいりたいと思います。

湖北管内の勤務は初めてではあります。

新任ごあいさつ



湖北地域振興局田園整備課
課長 松村真三

ロブナの産卵、ふ化、育成をモデル的に実施するものです。土地改良区と、漁業協同組合との連携により田植え後の水田にニゴロブナの親魚を放流し、ふ化した稚魚を中干しまで育成するもので、ニゴロブナの増殖と環境意識の向上を目的としています。稚魚の放流時には、小学生を交えた「魚の引つゝト天の川」を目標してまいりたいと思います。

今後ともに、農業、農村の営みを通じて育まれた水・土・里を中心とした地域資源と、歴史的、文化的視点から見直した伝統的な農業施設等の美しい景観を、空間全体として整備再生し、魅力ある田園空間を生み出す取り組みを進めたいと思っております。

どうか今後とも、組合員皆様の研修もしていただきたいと考えます。湖北と水田のかかわり方について観察、研究もしていただきたいと思います。

どうか今後とも、組合員皆様の研修もしていただきたいと考えます。

環境の回復につながることを願っています。

本年4月の定期異動によりまして、湖北地域振興局田園整備課長を拝命し、湖北管内の農業農村整備事業を担当させていただくことになりました。

さて、申し上げるまでもなく、農業農村を取り巻く情勢はますます厳しさを増しております。

こうした中で本県では、平成13

年度に「しがの農林水産ビジョン」をスタートさせ、「食」・「土」・「水」・「人」の4つの元気をキーワードに、農林水産業および農村地域の目標すべき方向とその実現のための振興方策を示し、現在その目標達成に取り組んでおります。

さらに、特に本年3月には「環境こだわり農業推進条例」を制定し、農薬や化学肥料を削減した環境こだわり農業を推進し、消費者により安全で安心な農産物を供給するとともに、本県農業の健全な発展と琵琶湖の環境保全に資するためのさらなる取り組みを進めているところです。

本土地改良区管内では歴代の理事長さんをはじめ、多くの役員の方々の献身的なご努力によりまして、水利施設等の整備やほ場整備がほぼ完了しております。現在は、施設の適切な維持管理と計画的な更新整備が主要な仕事となっていますが、今後もこうした先人の偉業を引き継いでいただきて、天の川沿岸土地改良区のすばらしい農業と農村を、ぜひ次代に伝えていきたいと考えております。

とくに当地域は、天野川の水を中心とした豊かな自然と歴史や伝統、さらに優れた文化的資産を数多く有する田園空間であります。これからは、この天の川用水の持つ集落の生活用水や防火用水、生態系保全や景観形成等の多面的な機能をさらに活用するため、本土地改良区を中心として、地域の住民も参加する新たな組織体制によつて維持管理をしていくことが重要となつてきています。

振興局といたしましても、厳しい財政事情にはありますが、皆様と一緒に知恵を出し合い、当地域の振興と活性化が図れるよう努めて参りたいと思つております。

最後になりましたが、徳田新理事長さんののもと、本土地改良区のますますの発展と、組合員の皆様のご健勝を祈念いたしましてご挨拶といたします。

総代会提出議案

第1号議案 平成13年度事業報告
の承認について

第2号議案 平成13年度一般会計
収支決算の承認について

第3号議案 平成13年度特別会計
収支決算の承認について

第4号議案 平成13年度財産目録
の承認について

第5号議案 平成14年度事業計画
変更議決について

第6号議案 平成14年度一般会計
収支補正予算議決について

第13号議案 新規編入土地の加入
金の議決について

第14号議案 平成15年度賦課金の
額、徴収期日及び徴収方法の議
決について

第15号議案 平成15年度一時借入
金の最高限度額及び借入方法の
議決について

第16号議案 役員の選任について

第1号議案 平成15年度事業計画
の議決について

第2号議案 平成15年度特別会計
収支決算の議決について

第3号議案 平成15年度財産目録
の議決について

第4号議案 役員の選任について

第5号議案 平成14年度事業計画
変更議決について

第6号議案 平成14年度一般会計
収支補正予算議決について

第49回 通常総代会開催

第49回通常総代会が去る3月18日午後1時30分より改良区事務所

で開催されました。

総代42名中30名の出席のもと、

来賓に湖北地域振興局田園整備課

泉課長をはじめ、近江町産業土木

課土川課長、米原町産業振興課山

形参事のご臨席を賜り、議長に寺

倉の音居糸治氏が選任され、各議

案について慎重審議の結果、いず

れも原案とおり可決、承認されま

した。

第9号議案 平成15年度事業計画
の議決について

第10号議案 平成15年度一般会計
収支予算議決について

第11号議案 平成15年度特別会計
収支予算議決について

第12号議案 平成15年度役員報酬
の議決について

第13号議案 新規編入土地の加入
金の議決について

第14号議案 平成15年度賦課金の
額、徴収期日及び徴収方法の議
決について

第15号議案 平成15年度一時借入
金の最高限度額及び借入方法の
議決について

第16号議案 役員の選任について

第1号議案 平成14年度事業計画
変更議決について

第2号議案 平成14年度特別会計
収支決算の議決について

第3号議案 平成14年度財産目録
の議決について

第4号議案 役員の選任について

第5号議案 平成14年度一般会計
収支補正予算議決について

第6号議案 平成14年度事業計画
変更議決について

第7号議案 平成14年度特別会計
収支補正予算議決について

第8号議案 定款の一部変更議決



県営農業用水再編対策事業

県営事業は、平成14年度において水路改修工事が発注されました。その内、寺倉・西円寺地区と高溝下流地区が年内に、樋口地区がやや遅れて5月末にそれぞれ完成しました。残る舟崎・顔戸地区は、年末までの工期をもつて現在順調に工事が進行中です。これらの工事の推進にご理解とご協力をいただきました関係役員さんをはじめ、周辺にお住まいの方々、隣接地権者の皆さんに心より感謝を申し上げます。

これらの完成した水路には、景観等に配慮した路線もあり、さらに地域の皆様の創意工夫を凝らした積極的な集落活動により、一段と景観機能が増進することを期待しているところです。

平成15年度におきましては、高溝地区（集落内）、能登瀬地区（百如庵→北縦下）、樋口地区（下流部）、新庄地区（県道南側）の水路改修が予定されています。また、測量・調査・設計業務として、長沢方面の送水管延長やサイフォン関係並びに、管内下流地域の排水路補修関係、そして天の川・息長・番場のポンプの監視、制御、整備関係等を発注していただく予定です。

工事着手までの地元調整や実施に伴う予算執行の具合により、予定の変更や地区の追加も予想されますが、いずれの地区においても皆様の絶大なるご理解とご協力をお願いいたします。



(施工前)



(施工後)



(施工前)



(施工後)



(施工前)



(施工後)

地域用水機能増進事業のソフト事業は、各集落の実行委員会の設立も進み、各地で色々な活動が進められており、改良区から基準の範囲内で出来る支援を行っています。

県営事業との調整あるいは下水道工事の実施等により、活動が展開しにくい集落もありました。が、平成15年度においては、これらも解消されつつありますので更なる活発な活動を展開していただけるものと思っています。

近江・米原両町において、まちづくり活動が進められていますが、改良区が進めている地域用水の事業は、水路及びその周辺で行なうまちづくり活動と考えていただき、両者をうまく使い分けて、より良い集落を築いていただきたいと思います。

補完ハード事業は、平成14年度で親水性分水工として新庄地区・上多良地区の2ヶ所の整備を行いました。地域の皆さん

地域用水機能増進事業

に親しまれる施設として活用し管理していただきたいと考えています。

また、本年度は近江町内において、ゲートの整備等を計画しています。設計等まとまり次第、関係集落と協議する予定をしております。

施設見学会
～地域用水の水源を求めて～



■箕浦ウォーキング：天の川合同井堰



(施工前)



(施工後)



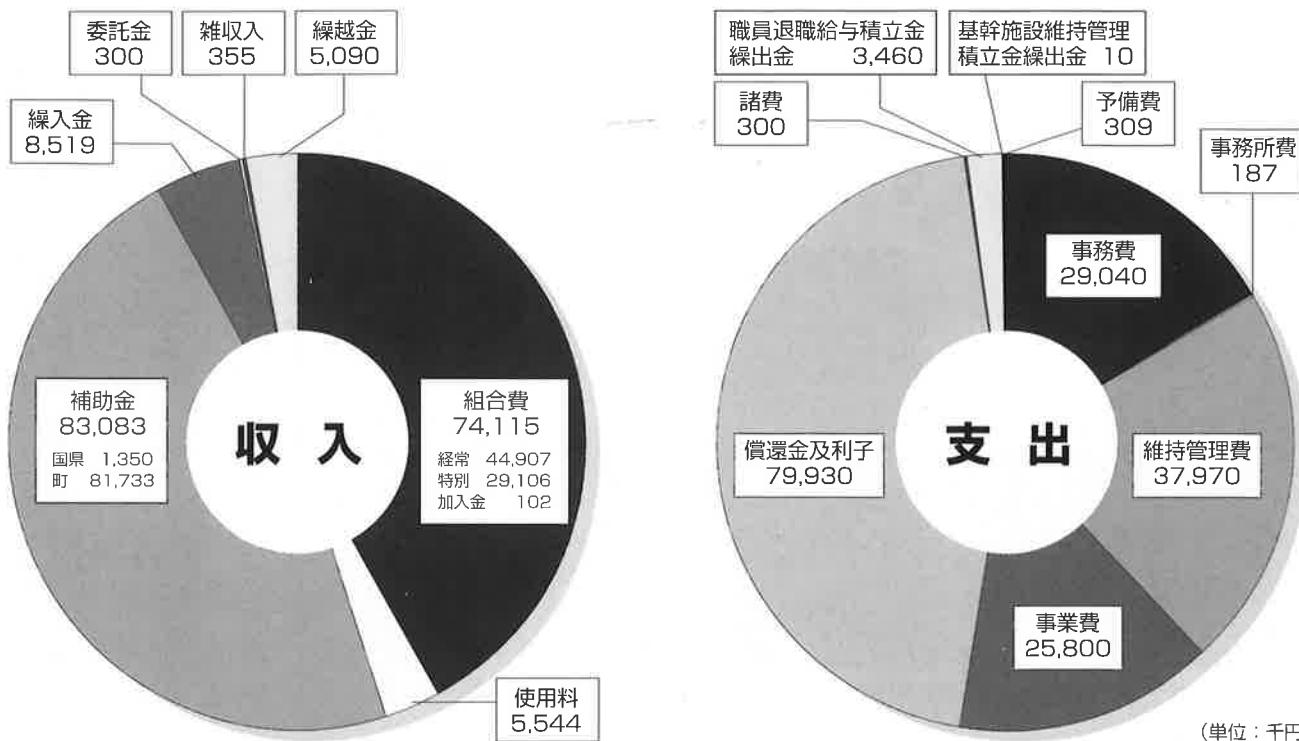
(施工前)



(施工後)

平成15年度 一般会計収支予算

総額 1億7,700万6千円



(単位：千円)

平成13年度 収支決算

一般会計

収 入	金 額	支 出	金 額
1. 組合費	78,873,420	1. 事務費	24,539,052
2. 使用料	4,904,532	2. 事務所費	177,125
3. 補助金	103,619,825	3. 維持管理費	36,886,701
4. 交付金	620,000	4. 事業費	35,304,100
5. 借入金	975,788,254	5. 償還金及利子	1,074,171,400
6. 繰入金	13,871,000	6. 諸費用	243,116
7. 委託金	300,000	7. 職員退職給与積立金繰出金	2,160,000
8. 雜収入	1,120,747	8. 基幹施設維持管理積立金繰出金	3,720,000
9. 繰越金	2,982,074		
合 計	1,182,079,852	合 計	1,177,201,494
差引	4,878,358円を平成14年度へ繰越		

特別会計残高

農地転用	207,683,156
職員退職給与積立金	23,398,802
基幹施設維持管理積立金	101,430,625
土地改良施設財産処分積立金	20,476,313
事務所維持管理積立金	48,275,604
増加維持管理基金	108,617,139
地域用水機能増進事業	6,234,884
合 計	516,116,523



平成15年度賦課金額

1. 経常賦課金

(10アール当り)

地 区	事 務 所 費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	5,000円	6,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

2. 特別賦課金

① 農業用水再編対策事業賦課金

(10アール当り)

地 区	単 価	付 記
かん排地区	2,500円	普通・特別地区を除く全域
普通地区	2,500円	下丹生・枝折・河南・樋口 下多良・中多良の市街化区域 整理区域
特別1地区	1,300円	樋口の一部・三吉の一部 舟崎の一部・宇賀野の一部
特別2地区	1,300円	樋口の一部

② ほ場整備事業賦課金

(ほ場整備償還金: 10アール当り)

工 区	単 価	工 区	単 価
宇賀野	11,750円	高溝顔戸	14,240円
世継	11,630円	能登瀬	17,570円
長沢	10,470円	新庄箕浦顔戸	15,360円
飯	14,150円	日光寺	34,360円
朝妻	9,310円	多和田	36,890円
筑摩	9,750円	蒲原	17,500円
中多良	11,390円	寺倉	19,110円
上多良	11,630円	西円寺	25,750円
番場	16,860円	岩脇	30,370円

③ ほ場整備事業経常費: ほ場整備償還継続地 150円(10アール当り)

平成15年度農地転用決済金

(10アール当り)

地 区	金 額
かん排地区	486,100円
普通地区	204,800円
特別1地区	93,600円
特別2地区	128,700円

組合員資格等に変更があった場合は、土地改良区に所定の用紙がありますので必ず届出をしてください。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合
- 組合員の住所が変わった場合

農地転用をされる場合も必ず届出をしてください。
改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合
または田を畑に転換する場合は、必ず届出されると共に、決済金及び手数料の納入が必要です。尚、公共事業による転用の場合も決済金が必要です。
がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されることになります。

ご存知ですか？ 必ず届出を!!

従来、谷水等でかんがいされました米原町樋口の国道21号線と名神高速道路との間の地区については、ほ場整備事業の工事が完了し、天の川左岸幹線水路の水源とするポンプが新設され、改良区の用水が掛かるようになります。
これに伴い、この地区を今年度より改良区の区域に新規編入し、特別2地区として賦課することになりました。

特別2地区について



土地改良区の愛称決定

21世紀土地改良区創造運動の一環として全国にある土地改良区の愛称が、『水土里ネット』と決定しました。

天の川沿岸土地改良区も「水土里ネット天の川」を愛称とし、地域とともに歩む改良区をめざしてまいりますので、今後ともよろしくお願いします。

水土里（みどり、緑）

全國40万kmに及ぶ水路等のネットワークによって農村の健全な水環境を形成し、農地を潤すことでより、安全で安心な「食」と「農」の基盤づくりを担うとともに、人物、情報のつながりにより、農家ののみならず地域住民と連携（ネットワーク）して「水」「土」「里」を創造し、共生、対流の促進をしながら国民共有の財産である美しい農村を創造しようという将来に現しています。

「人権について考えてみませんか」

「私たちは、みんな仲間です。人として、この世に生まれて、本当によかったと語り合える日を一日も早く実現したい。」

そのために、人を大切にする心を育てること、お互いの人格は平等であるとの認識のもとに尊重し合うことが大切です。

今一度、私たちは、お互いに支え合い、助け合ってしか生きることが出来ないことを私たちを育んでくれている自然や日常生活の場を通して、考えてみませんか。

自分自身が存在することの意味について、
人間の尊厳について、
「人間としての生き方」について、
考えてみませんか。

水土里（みどり、緑）

自然や環境への影響の軽減といつた意味があることから、豊かな自然環境や美しい景観を象徴し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。

愛称の意味について

水・大地を潤す農業用水や地域用水など。
土・緑をつくり、食を生み出す土地、農地、土壤など。
里・やすらぎを与える農村空間や地域住民が一体となつた生活空間など。

水路にゴミを捨てないで!!



水路はゴミ捨て場ではありません。誰もがきれいな水路を望んでいます。

節水に努めましょう!!

管内の用水の有効利用や節水、経費の節減を図るため、今年度より、かんばい地区においては番水を実施いたします。区域によって送水日が違いますので、番水指定図をご確認のうえ徹底した用水管理をお願いします。

水が入れっぱなしになってしまいませんか？排水路へ水が落ちていませんか？

みんなの水、大切な水を有効に使いましょう。